

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 東広島市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
34,405	7,116	1,629	43,150

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	67,718	64,367	3,350	2,291	118	94,042	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	14	14	-	-	-	50	
東広島中核工業団地汚水処理施設事業特別会計	15	15	-	-	-	-	
原地区工業団地汚水処理施設事業特別会計	4	4	-	-	3	-	
志和流通団地汚水処理施設事業特別会計	12	12	-	-	-	-	
黒瀬地区工業団地汚水処理施設事業特別会計	6	6	-	-	-	-	
河内臨空団地汚水処理施設事業特別会計	24	24	-	-	24	-	
ひがしひろしま墓園管理事業特別会計	30	29	1	1	-	-	
安芸津港湾事業特別会計	15	15	-	-	-	-	
一般会計等	67,783	64,431	3,351	2,292		94,092	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
介護保険特別会計 保険事業勘定	9,657	9,394	263	263	1,361	-	-	
介護保険特別会計 介護サービス事業勘定	1,418	1,418	-	-	874	-	-	
国民健康保険特別会計	13,348	13,344	5	5	813	6	-	
老人保健特別会計	1,584	1,597	△ 13	△ 13	106	-	-	
後期高齢者医療特別会計	1,209	1,206	3	3	263	-	-	
水道事業会計	4,002	4,098	△ 97	1,586	478	9,102	1,502	法適用企業
公共下水道事業特別会計	7,187	7,133	54	-	1,186	31,963	13,552	
農業集落排水事業特別会計	274	274	-	-	114	1,451	1,244	
特定地域生活排水処理事業	11	11	-	-	4	33	25	
公営企業会計等 計				1,844		42,549	16,323	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
竹原広域行政組合	2,109	2,109	-	-	0	1,285	306	
広島中央広域行政組合	9	8	1	1	-	-	-	
後期高齢者医療広域連合	273,970	271,950	2,019	2,019	1,015	-	-	
広島県市町総合事務組合	8,372	8,372	-	-	179	-	-	
一部事務組合等 計				2,020		1,285	306	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
東広島市土地開発公社	△ 2	427	3	-	-	4,688	-	345	
東広島都市整備公社	10	100	40	-	-	-	-	-	
東広島流通センター	△ 33	289	225	33	-	-	-	-	
東広島市農業公社	0	49	39	6	-	-	-	-	
東広島市教育文化振興事業団	0	117	105	24	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			412	63	-	4,688	-	345	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	6,358	7,751	1,393
減債基金	2,131	2,137	6
その他充当可能基金	12,111	12,515	404
充当可能基金 計	20,600	22,402	1,802

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.71%	5.31%	0.60%	△11.38%	△20.00%	水道事業会計	-	-	
連結実質赤字比率	9.59%	9.58%	△0.01%	△16.38%	△40.00%	公共下水道事業特別会計	-	-	
実質公債費比率	13.7%	12.7%	△1.0%	25.0%	35.0%	農業集落排水事業特別会計	-	-	
将来負担比率	78.0%	62.3%	△15.7%	350.0%		特定地域生活排水処理事業	-	-	
財政力指数	0.85	0.89	0.04						
経常収支比率	88.4%	84.7%	△3.7%						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。